

# ○日野市墓地使用条例施行規則

昭和35年3月12日

規則第1号

改正 昭和58年3月23日規則第5号 平成元年3月20日規則第11号  
平成5年6月25日規則第28号 平成6年4月21日規則第17号  
平成16年6月21日規則第38号 平成17年1月12日規則第1号  
令和3年3月31日規則第51号

(目的)

第1条 この規則は、日野市墓地使用条例（昭和35年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請手続)

第2条 墓地の使用許可を受けようとする者は、埋葬許可証、火葬許可証、改葬許可証又はこれに準ずる証明証を提示し、第1号様式の申請書に本籍及び住所を証明する書類（法人にあつては登記簿謄本又は抄本）を添えて市長に申請しなければならない。

第2条の2 条例第14条第1項の使用許可証は、第1号様式の2のとおりとする。

(申請の制限及び競合)

第3条 墓地の使用につき申請が競合した場合は、抽せんにより使用者を定める。なお、抽選に際しては、既に遺骨を所有しその収納墳墓がない者を優先する。

(使用場所の設備制限)

第4条 使用者は、使用場所の区画を明らかにするため囲障を設けなければならない。

2 墓碑その他の設備は、次の基準に従つて設置しなければならない。

- (1) 墓碑及びこれに類する設備の高さは、2.5メートル以内とする。
- (2) 盛土設備の高さは、0.35メートル以内とし、囲障の高さは0.8メートル以内とする。
- (3) 地上納骨設備は、0.5メートル以下とする。

3 次の場合には市長の承認を得て、前項各号の制限を超えて設備することができる。

- (1) 既設の墓碑及び囲障等を移転して使用しようとするとき。

4 第2項各号の高さとは、地盤面から設備の最高部までの尺度をいう。

(墓地返還の手続)

第5条 墓地を返還しようとする者は、第2号様式の申請書に使用許可証及び印鑑証明書を添え墓地管理者の証印を受けて市長に提出しなければならない。

(承継使用の手続、使用許可証の再交付)

第6条 条例第7条により、埋葬場所を承継して使用しようとする者は、第3号様式の申請書に前使用者の使用許可証及び承継原因を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用許可証を紛失した者は、第4号様式の申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。

3 条例第14条第3項の手数料は、市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(使用許可証記載事項の訂正)

第7条 使用者がその本籍、住所及び氏名を変更した場合は、第5号様式の申請書に戸籍関係を証明する書類を添えて市長に提出し、使用許可証の訂正を受けなければならない。ただし、住所変更の申請には、住所変更を証明する書類を省略することができる。

(埋(改)葬及び親族外埋葬の手続)

第8条 埋葬場所の使用者が埋葬又は改葬する場合は、墓地管理者に使用許可証を提示し、埋葬又は改葬事項の記入を受けなければならない。

2 埋葬場所に使用者の親族でない者を埋葬する場合は、第6号様式の申請書を提出し、墓地管理者の承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条第3項により使用料還付を請求しようとする者は、第7号様式により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条ただし書により、使用料の還付を請求しようとする者は、第7号様式の2により、市長に申請しなければならない。

(管理料の金額及び納入手続)

第10条 条例第13条の使用料は、市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 条例第15条の管理料は、毎会計年度市長が指定する期日までに納入通知書により、納付しなければならない。

(碑石形像類新設及び改造の承認並びに手続)

第11条 碑石形像類を新設及び改造あるいは、模様替えをしようとするときは、第8号様式の申請書に、碑文、建設趣意書、図面及び第4条第2項、第3項の各号に定める基準

に従った設計書を添えて提出し、竣功前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、第8号様式の2の墓碑建設許可書を交付する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年規則第11号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成5年規則第28号）

1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。

付 則（平成6年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市墓地使用条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成16年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市墓地使用条例施行規則の規定は、平成17年1月1日から適用する。

付 則（令和3年規則第51号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市墓地使用条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の日野市立カワセミハウス条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。



第1号様式の2(第2条の2関係)

日 野 市 墓 地 使 用 許 可 証

使 用 墓 地 名	日 野 市 営 墓 地	
使 用 埋 葬 場 所	第      区      番	
使 用 面 積	平方メートル	
使 用 料	¥	
使 用 者	住      所	
	氏      名	
備      考		

上記の通り、墓地の使用を日野市墓地使用条例により許可します。

年      月      日

日 野 市 長



死亡者氏名	埋葬埋蔵改葬の区別	埋葬埋蔵又は改葬年月日	管理者 印
<p style="text-align: center;">御 注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡者を埋葬埋蔵又は改葬しようとするときは、墓地管理者にこの使用許可証を提出して、裏面に記入を受けてください。</li> <li>2 使用者が住所又は氏名を変更したとき、墓地管理者に届け出て、この使用許可証記入事項の訂正を受けてください。</li> <li>3 この使用許可証を、紛失又は汚損したときは、市長に申請して再交付を受けてください。</li> <li>4 埋葬場所を承継して使用しようとするときは、申請書にこの使用許可証及び承継原因を証明する書類を添え、市長に提出してください。</li> <li>5 埋葬場所を返還しようとするときは、申請書にこの使用許可証及び印鑑証明書を添えて、墓地管理者に提出してください。</li> <li>6 次のような場合には、使用許可を取り消すことがありますから、御注意ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用者が、死亡した日から起算して2年を経過しても、祭祀を承継するものがないとき。</li> <li>(2) 使用者が許可を受けた日から、使用しないで、3年を経過したとき。</li> <li>(3) 使用者が3年間管理料を納めないとき。</li> <li>(4) 使用者が住所不明となつて、5年間を経過したとき。</li> <li>(5) 使用者が使用場所を転貸したとき。</li> </ol> </li> <li>7 毎年1回5月頃、管理料を納め願うため、納入通知書を送付いたします。納期に遅れぬよう、お納め願います。</li> </ol>			







第5号様式(第7条関係)

墓地使用者住所氏名等変更届

墓 地 名 日 野 市 営 墓 地

使 用 場 所 第 区 番

面 積 平方メートル

変 更 箇 所

変 更 前	
変 更 後	

上記のとおり変更したいので、お届けいたします。

年 月 日

日 野 市 長 様

使用者  
〒  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(携帯番号)

第6号様式(第8条関係)

埋葬承認申請書			
墓 地 名			墓 地
埋 葬 場 所	第	区	番
埋 葬 者			
氏 名			
使用者と埋葬者の関係			
上記のとおり埋葬いたしたいから、御承認願います。			
			年 月 日
日野市墓地管理者	様		
		申請者	
		住 所	
		氏 名	



第7号様式の2(第9条関係)

埋葬場所使用料還付金請求書

¥  
ただし、日野市墓地使用条例第16条ただし書による還付金

墓地名				墓地
埋葬場所	第	区	番	
面積				平方メートル
既納使用料	¥		の半額	

上記の還付金を請求いたします。

年 月 日

日野市長 様

請求者  
住所  
氏名



